

浄化槽管理組合だより

平成 29 年度第 1 号 編集・発刊 大町市浄化槽管理組合

平成 29 年度 定期総会開催

昭和 52 年 6 月に発足した大町市浄化槽管理組合は 40 周年を迎え、平成 29 年 6 月 9 日（金）立山プリンスホテルにおいて「平成 29 年度大町市浄化槽管理組合定期総会」が開催されました。

総会開催にあたり、竹村組合長から組合員の皆様への感謝と更なる浄化槽の普及啓発が必要であるとあいさつがありました。

また、大町市川上武建設水道部長から来賓あいさつをいただき、大町の澄んだ空気と水を守るために、大町市浄化槽管理組合への期待が寄せられました。

総会では、4 議事（1 報告・3 議案）について審議され、報告及び議案は原案どおり議決承認されました。



平成 29 年 6 月 9 日（金） 於 立山プリンスホテル



浄化槽の適正管理に努めましょう

「大町市キャラクターおおまびょん」

平成29年度長野県浄化槽協会 会長表彰を受賞

長野県浄化槽協会理事で大町市浄化槽管理組合の小日向忠顧問は、平成29年6月16日に長野市のホテルメトロポリタン長野で開催された公益社団法人長野県浄化槽協会平成29年度定時総会において長野県浄化槽協会会長表彰を受賞されました。

小日向顧問は、大町市浄化槽管理組合第二代組合長として平成3年から昨年6月までの25年間在任され、平成6年から21年間大北浄化槽協会の会長として歴任されたことなどの功績が認められたものです。



右：小日向顧問



於：ホテルメトロポリタン長野

いとう浄化槽相談員の清掃解説

清掃ってどんなこと ??

浄化槽に入ってきた汚水が処理される過程で、必ず堆積物や内部の汚れ（スラムや汚泥）が発生します。これらを取り除き、浄化槽を適正に維持管理していくため、浄化槽法では定期的（年1回）に清掃を行うことが定められています。

清掃はいつ行うの ??

清掃の時期は点検業者が判断して点検記録票に清掃を行う時期を記入しています。

点検記録票の見かたは ??

「清掃の必要性」欄に記入されたとおりですが、「所見」欄にも清掃の実施について具体的に書かれることがあります。点検業者と連絡を取って清掃業者に委託してください。



また、記録票の
「9-1 一次処理装置 第1室」
の汚泥の蓄積状況欄と、
「9-2 一次処理装置 第2室以降」
の汚泥の蓄積状況欄を参考にして
下さい。

9-1 一次処理装置共通 第1室		
スカムの蓄積状況		cm
汚泥の蓄積状況		cm
移流口等の状況		
9-2 一次処理装置共通第2室以降		
スカムの蓄積状況		cm
汚泥の蓄積状況		cm
移流口の状況		調整
10 好気性生物反応槽共通		増・減
ばっ気搅拌の状況		ばっ気量

汚泥の蓄積状況
で清掃時期が
わかるんだね !!

清掃ってどこに頼んだらいい ??

大町市の許可を受けている次の清掃業者に委託してください。

(有)山田商会 TEL0261-22-1806 (許可対象地域・・・市内全域)

(有)アクアテック TEL026-262-2213 (許可対象地域・・・八坂地区)

八坂地区に限っては、2業者から選ぶことも可能です。

点検業者の清掃作業立ち会いとは ??

組合員の皆様(浄化槽管理者)が、清掃作業に立ち会うようお願いしているところですが、皆様に代わって点検業者ができるだけ立ち会っています。

「浄化槽適正管理のしおり」を改定しました



平成8年7月に大町市浄化槽管理組合のパンフレットとして発行した「浄化槽適正管理のしおり」は、この程全面改定し、爽やかな内容に生まれ変わりました。また、啓蒙用クリアファイルも同時に作成しました。

使用した写真は、大町の魅力にピントを合わせたベストショット、大自然を守るのに浄化槽が大きく貢献するイメージとなり、表紙には当組合ぴったりの標語、きれいな水への思いを詰め込みました。これらはすべて地元の方の作品で、イラストのおおまびょうも茶目っ気たっぷりに浄化槽の正しい使い方を訴えています。

この「浄化槽適正管理のしおり」は、浄化槽に興味のある方、あらたに浄化槽を使用する方に配布し、浄化槽への理解と当組合活動を紹介しています。

なお、大町市ホームページでご覧いただけるほか、大町市役所東庁舎上下水道課内、大町市浄化槽管理組合・浄化槽相談コーナーに是非お立ち寄りいただき、お手にしてください。

組合費の納入をお願いします



「組合費の納入について」通知させていただきました。
納付書で納入の方は9月末日が納期限となります。口座振替の方も9月末に指定された口座から振替させていただきますので、よろしくをお願いします。

また、現在納付書納付の方は、できるだけ口座振替にさせていただきますよう併せてお願いします。手続き用の振替依頼書は事務局にありますので、ご連絡ください。

組合員名の変更等について



組合員のお名前が変更になった場合や、納付書等の送付先が変更になった時は、速やかに事務局まで連絡をお願いいたします。

また、使用していた浄化槽を廃止（取壊し）される場合や、設置してある浄化槽を使用されない場合は、「浄化槽廃止届」・「浄化槽休止届」の提出を事務局までお願いします。

浄化槽に関する各種届出様式は、大町市のホームページからもダウンロードできます。

大町市ホームページ <http://www.city.omachi.nagano.jp/>



掛け替えのない大町市の水、この水が一旦汚れてしまうと回復に長い時間がかかります。特に地下水は長い年月が必要になります。きれいな水を守り「大町の水はおいしい」といつまでも言われたいものです。

大町市浄化槽管理組合はその原動力となる組合員 2,300 人を超える大きな組織です。浄化槽管理の大切さを再認識していただき、皆様一人ひとりがきれいな水を公共用水域に返すようご協力をお願いします。

役員名簿は、同封しました平成 29 年度大町市浄化槽管理組合定期総会資料の 7～8 ページをご覧ください。

当組合は、皆様の声を大切にしていきたいと思っております。市ホームページの組合ページからもご意見をいただくことができます。ぜひホームページをご活用いただきたいと思います。

事務局 大町市役所上下水道課内 大町市浄化槽管理組合
TEL：0261-22-0420 内線 715
Eメール：jouka@city.omachi.nagano.jp